

平成22年（行コ）第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越 啓雄 外47名

被控訴人 千葉県知事 外2名

準備書面 (5)

平成25年 1 月 18日

東京高等裁判所第22民事部 御中

被控訴人千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



被控訴人千葉県知事外2名指定代理人

川 島 雄 子



藤 崎 啓 司



被控訴人千葉県知事指定代理人

渡 邊 浩太郎



田 村 英 記



森 川 陽 一



五十嵐 隆 夫



松 宮 正 紀





古谷野 克 己



中 町 源 徳



被控訴人千葉県水道局長指定代理人

縣 雅 明   
密 本 恒 之   
大野木 英 司   
松 野 繁 樹 

被控訴人千葉県企業庁長指定代理人

座 間 勝   
大 塚 直 人   
地 曳 俊 雄   
上 原 嗣 男 

平成24年11月15日付け控訴人準備書面(14)による控訴人らの求釈明に対し、以下のとおり回答するとともに、この釈明に関する被控訴人らの主張を補充する。

- 1 被控訴人は、「各地区間において効率的な水運用を実現しようとする場合、各地区の給水地区の界を取り除くことや地区ごとに保有している水利権を他地区で行使できるようにすること、すなわち各地区を一つの事業として経営する地区統合が必要とならざるを得ず、この場合、地区間の料金平準化が必須条件となる」と主張し、地区統合には地区間の料金平準化が不可欠であると主張している。

しかし他方で、被控訴人が提出した乙441の第17条についての説明部分を見ると、「料金は、この適正原価を基準として定められなければならないが、それは、必ずしも単一料金である必要はなく、不当に差別的でない限り、工業用水道の布設費用及びこれに対する使用者の負担した負担額の額等によって使用者を区分し、その区分ごとに定めることも差し支えない。」と記載されている。この記載によれば、例えば千葉地区の料金と房総臨海地区の料金をそれぞれ現状の額で維持したまま、千葉地区と房総臨海地区とを地区統合することも可能なように思える。つまり地区統合には地区間の料金平準化は必須の要件ではないということである。

この点についていずれの見解が正しいのかを明らかにされたい。

乙441号証で示す工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第17条(供給規程)の逐条解説において述べられていることは、同条が同一地区内での複数の料金体系の存在を許容していることを示してお

り、実際に全国の工業用水道事業には、施設整備の時期や企業立地状況などの理由から、一つの工業用水道事業で複数の料金を設定している事例が見受けられるので、控訴人らが主張する各地区の料金を固定したままの状態でも2地区を統合する場合の実現可能性も全くゼロというわけではない。

もともと、工業用水道事業法第17条が本来想定している事例は、一つの工業用水道事業内で、既存の工業用水道管が未到達の地域への新たな受水企業の立地に伴い、工業用水道管路の布設など追加設備投資が必要となり、これら設備投資により供給料金の値上げへと波及するようなケースである。

このように新規受水企業の立地に起因して全受水企業の料金を値上げすると既存の受水企業に不利益が生じる場合には、使用者を区分し、その区分ごとに料金を定めることの方がむしろ差別的でないことになるので、そのような料金設定も差し支えないということを本来は意味している。

ただし、今日では上記の本来想定されている事例のほか、控訴人らが主張するような、別個の工業用水道事業を経営上の判断から事業統合（本件における地区統合）し、統合後も引き続き各事業別の料金設定を継続するようなケースも考えられないではない。

しかし、一つの事業の中で個別原価主義により複数の料金を設定することは、千葉県企業庁の工業用水道事業では、以下に述べるように、実現は困難なのである。

千葉県企業庁の工業用水道事業は、京葉工業地域等における土地造成事業に対して、産業基盤である工業用水の供給を目的として実施されて

いるものであり、地区毎に受水企業からの申し込み水量（契約水量）に応じた水源を確保するとともに、それぞれ必要な施設（取水、導水、浄水、送水、配水等）の建設を行い、その給水原価に応じた料金をそれぞれ定めている。千葉地区と房総臨海地区の工業用水道を比較すると、千葉地区工業用水道の水源である八ッ場ダムの水源単価 137 億円/m<sup>3</sup> に対して、房総臨海地区工業用水道の水源単価は 233 億円/m<sup>3</sup> と約 96 億円も高い水源である上、給水料金で比較すると、千葉地区の給水料金 23 円/m<sup>3</sup> に対し、房総臨海地区の給水料金は経営者負担金も含めると 87 円/m<sup>3</sup> と 3 倍以上の格差がある。控訴人らは、千葉地区と房総臨海地区の現状の地区別の給水料金を据え置いたままで水源を融通することが可能であると考えているようであるが、水源費の高い房総臨海地区の受水企業はこれまで同様の給水料金を負担し続ける一方で、融通を受ける側である千葉地区の受水企業は房総臨海地区の水源費等を負担することなしに給水を受けるということになり、千葉地区の受水企業も房総臨海地区の水源を利用しているにもかかわらず、千葉地区の受水企業だけを優遇するという不公平な事態が生じることになる。

したがって、控訴人らが主張する「給水料金を現状のまま据え置き・・・」などという選択肢は、工業用水道事業法第 17 条が許容していない「不当に差別的」な常識を逸脱した手法なのである。

千葉地区と房総臨海地区との間において地区統合により双方の地区で水源を融通するというのであれば、現状の料金を維持したまま地区統合を行うことはできず、水源等のコストを共通化するための料金の改定（平準化）は必然の結果となるが、千葉地区の受水企業にとって、八ッ場ダムよりも高い房総臨海地区の水源費を房総臨海地区の受水企業

と同様に負担するなどということは、到底受け入れ難いものであり、さらには、八ッ場ダムを水源の一部とする千葉地区は印旛沼から取水するのに対し、房総臨海地区は利根川から取水して房総導水路を通過して取水しているため、千葉地区工業用水道も房総導水路を利用せざるを得ず、1 経路分施設数が多くなるというリスクが伴うが、このようなリスクを千葉地区の受水企業が受け入れるとは考え難い。

したがって、現実には両地区の統合は極めて困難である。

以上を含め控訴人らの主張に対する反論は、被控訴人ら準備書面(1) 第1の2(2)ウ(51頁以下)で述べたとおりである(ただし、52頁下から2行目において、工業用水に係る千葉県企業庁の負担率を3.5%としたのは、1.4%の誤記であるため訂正する。)

2 被控訴人は、平成16年4月に当時の東葛地区と葛南地区を統合し、「東葛・葛南地区」としている。その際、両地区の料金の平準化に関する各受水企業からの同意、地区統合による水利権の一本化に伴う事業変更計画、関係利水者との調整等の手続を現に行っているということで間違いないか。

控訴人らは、東葛地区及び葛南地区の両地区において地区統合の実績があることを、千葉関連4地区における統合の実現性に結び付けようとしているようであるが、千葉関連4地区と東葛地区及び葛南地区では、事業の成り立ち、施設の形態等からして大きな相違がある。このことを明らかにするため、両地区の統合に至る経緯を説明する。

首都に隣接する東葛地区と葛南地区は、昭和30年代より産業活動の活発化とともに地下水の汲み上げが急激に増加したことにより地盤沈

下現象が進み深刻な社会問題となった。このことから、工業用水法（昭和31年法律第146号）の地下水採取規制措置により、既存企業の水使用は地下水から利根川水系の表流水へ強制転換することとなった。このため葛南地区工業用水道において、地盤沈下対策事業として代替水源の確保と施設整備を行ったものであり、江戸川から取水し市川市の南八幡浄水場で浄水処理する施設として整備し、昭和45年10月に給水を開始している。さらに昭和47年5月には、新たに地下水採取規制地域に東葛地区が加えられたことから、東葛地区工業用水道の建設に着手し、昭和56年10月に給水を開始した。葛南地区と東葛地区は、水源を利根川水系の表流水とし、取水口から浄水場まで共同の施設として整備され、両地区の地区統合以前から両地区を一本化した水利権の許可がなされ、また、地区統合前の両地区の料金は41円/m<sup>3</sup>と同一料金となっていたこと等から、受水企業の同意が得やすい状況であった。

これらの状況を踏まえ、東葛地区の供給量不足を葛南地区の未売水で賄うことにより、東葛・葛南地区における工業用水道事業の安定化及び効率化を図るため、全受水企業の同意を得て、平成16年4月1日に地区統合を実施したものである。

- 3 被控訴人は、前述のとおり、平成16年に東葛地区と葛南地区の地区統合を実際に行うなどの実績もあり、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画」に盛り込まれた「効率的な水運用」に必要な手続についても十分に精通していたはずである。にもかかわらず被控訴人は、「その後の検討の結果、効率的な水運用を実現するためには、千葉関連4地区が保有する各ダムなどの水源の

調整・・・等の課題の解決が避けられないことが明らかとなった」などとわかには信じがたいような主張をしている。

そこで、被控訴人において「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画」の内部的な策定手続の詳細な経過を明らかにするとともに、特に「効率的な水運用」に関する部分についての検討資料一式を提出されたい。

千葉県企業庁は、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」（乙444号証）及びこれに基づく「千葉県工業用水道事業中期経営計画」（乙445号証）（いずれも平成20年3月策定）において、ランニングコストの縮減や緊急時に対応するためのものとして効率的な水運用を行うこととしていたが、被控訴人ら準備書面（4）の2（2）ア（5・6頁）に述べたとおり、その実践に当たっては、千葉関連4地区の全ての水源を共有化するための地区統合が必要となり、また、上記1で述べたとおり、地区統合には地区間の料金の平準化が必要とならざるを得ず、そのためには全受水企業の同意が必要であるため、効率的な水運用の実現は困難であるとの判断に至っている。

なお、効率的な水運用の実現には克服すべき課題が多いことから、平成24年12月に策定した平成25年度から運用する「千葉県工業用水道事業中期経営計画」（乙446号証）においては、効率的な水運用について長期的な観点で課題整理を行うこととしている。

ちなみに、仮に千葉関連4地区において全受水企業の同意を得て効率的な水運用（地区統合）を行うことができたとしても、被控訴人ら準備書面（4）4（7・8頁）で述べたとおり、千葉県全体の工業用水道の未契約水量は、千葉県に進出を希望する企業や新たに行う企業誘致のため



の産業基盤として必要な工業用水であるため、その保有水源は必要な水源なのであり、そのため、千葉地区工業用水道事業の水源（一部）である八ッ場ダム建設事業への参画水量に変更はなく、八ッ場ダム建設事業に係る千葉県企業庁の支出や負担に影響を及ぼすものではない。なお、千葉地区工業用水道事業には、未契約水量はない。

上記以外のことについて釈明の要はない。

- 4 被控訴人は、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画」の策定に当たり、受水企業に説明の上その同意を得ているとしている。この点について、被控訴人は受水企業に対してどのような説明を行い、どのような内容につきどのような形で同意を得たのかを明らかにされたい。

受水企業を対象に開催した説明会において、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画」の案を示し、今後10年間を見据えた千葉県工業用水道事業のあるべき姿（地域経済・産業活動を支える低廉で信頼できる工業用水道、技術革新を反映した効率性の高い工業用水道、環境に優しい工業用水道、受水企業と共に歩む工業用水道）と、その実現に向けての千葉県工業用水道事業の現状と課題、安定給水に向けた取組、経営健全化に向けた取組などについて説明を行い、受水企業の下承を得ている。

- 5 被控訴人は、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」・「千葉県工業用水道事業中期経営計画」において、水の再利用技術も向上し、節水への取組も進んでいるのに、節水努力が反映されない「責任使用水量

制」の見直しを求める受水企業の声に答え、「基本料金」に実際の使用水量に応じた「使用料金」を加えた額を料金として徴収する「二部料金制」を平成21年度から導入するとしていた。

工業用水道について二部料金制が導入されれば、契約水量にこだわらずに実績値をもとに水の供給を考えればよいはずであるから、控訴人としては二部料金制の導入は「効率的な水運用」と並ぶ重要なポイントであると考えている。

ところが今回被控訴人が提出した乙443号証の千葉県工業用水道条例を見ると、未だに二部料金制が採用されていないようである。その理由は何か。

工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）を所管する経済産業省により、全国の工業用水道事業を対象に料金算定に係る調査が平成21年度に実施され、現在、当該調査に基づく「工業用水道料金算定要領」（平成11年4月30日通商産業省環境立地局長通達）の改訂作業が進められていることから、千葉県企業庁では、企業の要望にも応えつつ、今後策定される新たな算定要領を踏まえ、二部料金制（被控訴人ら準備書面（4）4頁参照）の導入についての検討を行う予定である。

なお、二部料金制を選択した場合でも、契約水量の変更を伴うものではなく、さらには、確保水源やその参画水量に影響を与えるものでもない。

以上